

佐世保市監査委員公表第13号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

教育委員会 分

令和5年4月13日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 本 村 泰
佐世保市監査委員 古 家 勉
佐世保市監査委員 山 口 裕



4教総 第50174号

令和5年4月6日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 本村 泰人 様
佐世保市監査委員 古家 勉 様
佐世保市監査委員 山口 裕二 様

佐世保市教育長 西本



監査結果に対する措置について（通知）

令和5年2月1日付、佐世保市監査委員報告第26号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

措置通知書

教育総務部 総務課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>① 佐世保市立小中学校における産業廃棄物（中継ポンプ槽汚泥）処分業務委託契約において、佐世保市財務規則第 178 条（同規則第 165 条の規則を準用）後段ただし書きの要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。</p> <p>② 令和 4 年度佐世保市広田中学校バス借上業務ほかにおいて、契約書に規定する業務の再委託の手続きを行わないまま、第三者に業務の一部を請け負わせていた。</p>	<p>財務規則の要件に該当しないにもかかわらず、誤認識により予算額を持って予定価格としていたものです。</p> <p>財務規則第 178 条ただし書きの要件に該当するように予算見積書を精査のうえ、令和 5 年度以降は予算額を予定価格とできるように作成することとしました。</p> <p>また、該当しないと判断される場合は、予定価格を記載した書面の作成を行うように、令和 5 年 1 月 10 日に全職員に周知徹底するとともに、契約事務についての勉強会を実施しました。</p> <p>受注者側から再委託の申請書を受領していたにもかかわらず、申請書の受領により承諾をしたと誤認し、書面による承諾を行っていなかったものです。</p> <p>今後、再委託を行う際は、書面による承諾を行うよう令和 5 年 1 月 10 日に全職員に周知徹底するとともに、今後、速やかに対応できるように承諾書面のフォームを作成しました。</p>

措置通知書

教育総務部 教育施設課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>③ 日野小学校ため池水理検討業務委託契約において、佐世保市財務規則第178条（同規則第165条の規定を準用）後段ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。</p>	<p>財務規則上、予定価格を定めた書面を作成しなければならないにもかかわらず、本件が随意契約でないことを失念し、書面の作成を省略したものです。</p> <p>今回の指摘を受け、定期監査終了後すみやかに課内で指摘事項の内容を共有し、再度、規則の根拠となる条文及び内容について確認するとともに、職員各自が財務規則を紙面で常備し、今後の契約事務において適切に対応するよう周知徹底を行いました。</p>

措置通知書

教育総務部 文化財課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 市有財産賃貸借契約において、佐世保市財務規則第66条の2ただし書きで「…債権金額が年額で定められているものにあつては4月30日以前の日を、…定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が4月30日より後の日付になっているものがあった。</p> <p>② 行政財産目的外使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。</p> <p>2. 支出事務</p> <p>① 出張命令伺において、佐世保市教育委員会事務局処務規程（佐世保市事務処理規程を準用）で定められた専決事項による命令を受けていないものがあった。</p>	<p>財務規則の認識不足により納期限設定を正しく行えていなかったものです。</p> <p>令和4年12月16日に全職員に財務規則の当該部分を配布し、納期限の設定根拠を再認識するとともに、事務履行時には、必ず配布した財務規則で確認するよう周知徹底を行いました。</p> <p>税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例及び債権の厳正なる管理に対する認識不足により督促状を発していなかったものです。</p> <p>令和4年12月16日に全職員に条例の当該部分を配布し、督促状の発送する根拠並びに発送時期を再認識するとともに、使用許可の決裁時に督促状の発送期限についても記載する事や、スケジュールに督促予定日を記入するなど、督促漏れが無いような事務の改善策を全職員に徹底しました。</p> <p>教育委員会事務局処務規程についての認識はあったものの、起案者及び決裁者ともに完結していることを確実に確認しないまま関連事務を進めていたものです。</p> <p>令和4年11月19日に命令（決裁）を改めて受けました。また令和4年12月16日には、決裁の際には専決区分を逐次確認するよう指示するとともに、確認漏れが起きないように、決裁箇所への付箋の貼付や決裁の完結をチェックし完結日を確実に記載するようになるとともに、令和5年1月16日からの電子決裁導入後は、決裁権者が決裁ルート設定に誤りがないか適宜確認し、命令漏れがないよう、事務の改善を徹底しました。</p>

措置通知書

教育総務部 文化財課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>④ 福井洞窟三次元測量調査業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税相当額を加算し予定価格として設定していた。</p> <p>4. 財産管理事務</p> <p>① 佐世保市物品会計規則第26条第1項で「出納員は、…備品ラベルを貼付してこれを管理しなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルを貼付していないものがあった。</p>	<p>予定価格を設定する際に、基幹要綱等で定める「積算価格の100円未満切り捨て」の認識不足により、誤った予定価格を設定したものです。</p> <p>令和4年12月16日に全職員に基幹要綱の当該部分を配布し、その内容を再認識するよう職員に徹底するとともに、従来使用していた予定価格調書の書式を100円未満に0が記載済のものを使うよう変更しました。</p> <p>備品ラベルがはがれていたことに気づかずに放置していたものです。</p> <p>指摘を受けた後、令和4年11月19日にラベルを再発行し貼付するとともに、12月以降随時、他の備品についても改めて確認しており、令和4年12月16日に新規備品購入の際には登録までの処理を忘れないよう管理職が声掛けを行うなど、備品に関する管理事務の流れについて、口頭にて職員に周知しました。</p>

措置通知書

教育総務部 スポーツ振興課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 市有財産賃貸借契約において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 ただし書きで「…債権金額が年額で定められているものにあつては 4 月 30 日以前の日を、…定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が 4 月 30 日より後の日付になっているものがあった。</p> <p>② 行政財産目的外使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しないものに対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。</p>	<p>財務規則の認識不足により、納期限を 4 月 30 日以降の日付に設定していたものです。</p> <p>契約を共有フォルダにて一覧で管理し、年度末、年度初め等に管理職がチェックを行うことに加え、契約一覧のうち債権金額が年額で定められているものには、納期限欄に 4 月 30 日と入力することで、納期限の誤認しないよう対策をとりました。</p> <p>税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の認識不足により、督促状を送付していなかったものです。</p> <p>今後は月に 2 回（1 日と 20 日）、収入未済額を財務システムで確認し未納の解消に努めるとともに、納期限を超えた未納が生じた場合は、条例に規定されたとおり処理を行うよう、周知徹底を行いました。</p>

措置通知書

教育総務部 スポーツ振興課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>⑤ 体育施設の鍵の受け渡し業務委託契約ほかにおいて、佐世保市教育委員会事務局処務規程第 23 条の 2（佐世保市文書規程第 33 条第 1 項の規定を準用）で「…請書…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、契約等の内容に合致しない審査対象外指定文書を用いた起案書を作成し、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>財務規則の改正に伴い、必要書類が契約書（審査対象外指定）から請書に移行した際、請書は徴収したものの、規程の認識不足により適当な審査対象外の様式を使用せず、総務課長の審査を受けていなかったものです。</p> <p>審査を受けていなかった委託業務契約は、総務課長の審査を受け、令和 4 年 12 月 12 日付けで変更契約を締結しました。</p> <p>請書の審査対象外の様式が委託契約内容により異なることについては、課内で共有を図り、審査対象外の契約等については、電子決裁導入後も様式の確認方法を管理職に口頭で説明し、同様の確認をその場で行うこととしました。</p>

措置通知書

学校教育部 学校教育課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>⑥ 令和4年度「ふるさと環境・自然体験学習」業務委託契約において、佐世保市財務規則第166条第2項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について…取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、適正な予定価格の設定となっていなかった。</p>	<p>財務規則の認識不足により、業者より提出された見積書の内容を比較対照できない予定価格調書を作成していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、契約事務に関する理解を深めるために令和5年1月20日に全職員に財務規則を印刷・配付するとともに、令和5年1月23日には予定価格調書の作成について研修を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

学校教育部 学校保健課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>⑦ 皮膚検診及び弾発指検診業務の一部変更請書において、佐世保市財務規則第 176 条に「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定しないまま契約を締結していた。</p>	<p>財務規則の認識不足により予定価格の設定をしないまま契約を締結していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、全職員が契約事務に関する理解を深めるために、令和 5 年 1 月 20 日、職員に佐世保市財務規則の配付を行い、契約事務を行う際は、財務規則を確認するよう指導し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

学校教育部 青少年教育センター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>③ 青少年教育センター光熱水費の実費徴収において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が20日より後の日付になっているものがあつた。</p>	<p>財務規則の誤認識により、納期限の設定日を、納付書が相手方に到達してから20日以内として処理をしていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和4年11月2日にセンター職員で再度、財務規則を確認しました。今後、同じ過ちが起らないようにするため、財務規則を手元に置くようにし、確認しながら業務を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

教育委員会 早岐小学校

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 支出事務</p> <p>② 郵便切手の管理において</p> <p>ア 受払簿と切手の残高が一致しなかった。</p> <p>イ 私費で購入した切手を混在させていた。</p>	<p>市の定期監査による調査の4日前に確認した時点では、切手ハガキ受払簿の残高と切手現物の額に相違はありませんでした。</p> <p>しかし、令和4年11月7日の監査当日、調査前に再度確認した際、10円切手5枚分が裏面に裏返っていたことに気付かず50円少ないと数え間違いをしたため切手不足と誤認いたしました。4日前に確認した際には差額がなかったことから事務担当者が動揺し、私費購入していた切手を50円分追加したことで差額が発生したものです。</p> <p>同日、令和4年11月7日、私費購入の切手50円分を取り出し、受払簿の残高と切手の額が一致する状態に復帰させました。</p> <p>今後は、切手ハガキの残高を確認する際に、裏面まで含めて念入りに確認することを徹底いたします。</p> <p>また、私費購入分の切手を混在させるようなことは決してしないよう、担当者に対し口頭指導いたしました。さらに、今後、8、12、3月末毎に実施する確認作業においては、校長の確認を受ける前に、事務担当者と教頭等の複数人で受払簿と切手の残高を確認することを徹底いたします。</p>

措置通知書

教育委員会 吉井南小学校

報告を受けた事項	措置状況
<p>4. 財産管理事務</p> <p>② 物品において、佐世保市立学校物品会計規則第13条1項で、「学校長等は、所管に属する備品を処分しようとするときは、物品処分書によりこれを行わなければならない。」、同条第2項で「学校長等は、前項の規定により備品を処分したときは総務課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分された物品について物品処分書を作成せず、総務課長に報告していないものがあつた。</p>	<p>学校物品会計規則で規定されているにもかかわらず、チャイム用の時計が新しい時計に更新された際、物品処分書を作成しないまま、現存の時計と誤認していたものです。</p> <p>当該備品については、定期監査終了後に備品台帳から削除を行い、令和4年11月8日付で教育委員会総務課長へ「物品処分書」を提出しました。</p> <p>今後は、備品台帳と現品の照合の際は、思い込み等を持たずに適切に確認を行い、処分にあたっては、適正な事務処理を行なうよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

教育委員会 広田中学校

報告を受けた事項	措置状況
<p>4. 財産管理事務</p> <p>③ 薬品において、現存していない薬品を毒物・劇物管理台帳に記載しているものがあつた。</p>	<p>薬品の管理については、各学期末に毒物・劇物管理台帳（以下「台帳」という）と現物の確認を行うよう定められております。</p> <p>当校においては、学期内の使用状況について、電子ファイルにて補助記録を作成し、随時使用状況の確認を行っています。</p> <p>令和4年7月25日の校内考査において、使用済みのため現存しない薬品を、確認が十分出来ておらず台帳に記載していました。その後、10月13日に再度校内で考査を行い当該薬品の使い切りを確認し、電子ファイルで、使用済みの薬品の入力を修正しました。10月27日の学校教育課による考査の際に、最新シートの修正は確認されています。学校教育課から、11月の定期監査では、7月25日時点の台帳で、監査を受けることと指示がありましたので、監査当日は、修正後のシートを一旦外し、7月25日時点の台帳を提出しました。</p> <p>このことから監査対象の台帳においては、7月25日時点で当該薬品の記載の修正に至らず、現存しない薬品を台帳に留める結果となり、台帳管理に関する不適切な処理を生んだものです。</p> <p>今後は理科担当及び管理職（教頭）が行った点検内容を再度管理職（校長）及び第三者の職員と共に点検する体制を取ります。特に点検する際の手続きとして、校内での点検日の記載と、現存する医薬品及び薬品カードに記載された日付が、台帳上誤りがないかについて確認する際には、薬品庫内及び台帳との”指差し確認”を複数で行うことにより、点検手続きの精度を向上させ、再発防止に努めてまいります。あわせて、学校教育課からの通知及び指導等については、校内で確実に共有を図ることとし、指導を受けて修正等があつた場合は、その結果を学校教育課に報告し、共有を図ることで確実な対応となるよう周知徹底してまいります。</p>